

会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条
に基づく備置書類

平成 28 年 4 月 1 日

日本空調サービス株式会社

平成 28 年 4 月 1 日

吸収合併に係る事後開示事項

愛知県名古屋市名東区照が丘 239 番 2
日本空調サービス株式会社
代表取締役社長 橋本 東海男

当社は、平成 28 年 2 月 12 日付で、当社と当社の完全子会社である株式会社日本空調三重(以下、日本空調三重)との間で締結した吸収合併契約書に基づき、平成 28 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、日本空調三重を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、本合併)を行いました。

本合併に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

平成 28 年 4 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項

(1) 法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

日本空調三重に対し、本合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 法第 785 条の規定による手続の経過

日本空調三重は、当社の完全子会社であったため、反対株主による株式買取請求について該当がありませんでした。

(3) 法第 787 条の規定による手続の経過

日本空調三重は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 法第 789 条の規定による手続の経過

日本空調三重は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、平成 28 年 2 月 29 日付で債権者異議申述の公告を行いました。本合併について所定の期間内に同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続株式会社における次に掲げる事項

(1) 法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、当社に対し、本合併をやめることを請求することができません。

(2) 法第 797 条の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、同法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求をすることができません。

(3) 法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、平成 28 年 2 月 29 日付で債権者異議申述の公告を行いましたが、本合併について所定の期間内に同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、日本空調三重から、その権利義務一切を承継しました。

5. 法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

別添のとおりです。

6. 法第 921 条 の変更の登記をした日

平成 28 年 4 月 1 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

資料 会社法第 782 条第 1 項に基づく備置書類

会社法第 782 条第 1 項に基づく備置書類

平成 28 年 2 月 29 日

株式会社日本空調三重

平成 28 年 2 月 29 日

吸収合併に係る事前開示事項

三重県津市栗真町屋町字松本 401 番地の 1
株式会社日本空調三重
代表取締役社長 八木 和久

当社は、平成 28 年 2 月 12 日付で、当社と当社の完全親会社である日本空調サービス株式会社(以下、日本空調サービス)との間で締結した吸収合併契約書に基づき、平成 28 年 4 月 1 日を効力発生日として、日本空調サービスを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、本合併)を行うことといたしました。

本合併に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約書

別紙のとおり

2. 合併対価の相当性に関する事項及び合併対価について参考となるべき事項

本合併に際しては、消滅会社である当社の株主に対して日本空調サービスの株式その他の資産の割当てを行わず、また、本合併により日本空調サービスの資本金及び準備金の額は増加しませんが、いずれについても、日本空調サービスは当社の発行済株式全部を所有していることから相当であると判断します。なお、合併対価を交付しないため、合併対価について参考となるべき事項はありません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりませんので該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社に関する事項

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙のとおり

② 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他

の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅株式会社に関する事項

- ① 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社の債務の履行の見込みに関する事項

平成 27 年 3 月 31 日現在、日本空調サービス及び当社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は以下のとおりです。

	日本空調サービス	当社
資産の額	20,484 百万円	945 百万円
負債の額	9,913 百万円	426 百万円
純資産の額	10,571 百万円	518 百万円

いずれの会社についても、本合併の効力発生日までに資産及び負債の状況に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併後における日本空調サービスの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに、日本空調サービスの収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、日本空調サービスの負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以上